

令和 8 年 9 月 18 日

組合員・利用者 各位

高知県農業協同組合
代表理事組合長 島田信行

不祥事案に関するご報告とお詫びについて

このたび、当組合の安芸地区・安芸営農経済センター あき東支所において、職員による購買事業不祥事案が発覚いたしました。

組合員をはじめ利用者の皆さまの当組合に対する信頼を損ねることになりましたことを 役職員一同厳粛に受け止め、深くお詫び申し上げます。

今後につきましては、今回の不祥事の再発防止、および役職員へのコンプライアンス教育の再徹底を行い、組合員・利用者の皆さまからの信頼回復に向けて組織一丸となって取り組んでいく所存でございます。どうか今後とも変わらぬご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

今回の不祥事案の概要につきましては、以下のとおりです。

記

1. 当事者

安芸営農経済センター あき東支所 職員（女性、20 代）

2. 本件の内容

あき東支所の購買担当である当事者が、実際には発生していない返品・取消等について、レジ上で不正なマイナス処理を繰り返し行い、売上金とレジ内現金との差額を発生させてその現金（約 30 万円程度現在調査中）を着服していました。

3. 発覚の経緯

月末の棚卸において商品の不足額が大きいことに気付き、入出荷記録等を精査した結果、レジにおける不自然なマイナス取引が確認されました。マイナス取引の発生日と職員の勤務日を勤怠データにより照合し、該当する職員に事実確認を行ったところ、当事者が不正なマイナス処理を行い、現金を着服していたことが判明しました。

4. 今後の対応

今後、他拠点においても類似の案件が発生していないかの徹底的な調査を行い、その結果を踏まえた再発防止策を整備し、体制構築、ガバナンスの強化を実現してまいります。

以上